

諫早市書

平成27年11月

特別要望

諫早湾干拓事業における環境改善と 諫早湾を含む有明海の再生について



諫早湾干拓全景



中央干拓地での環境保全型農業で栽培したレタス



新たな方法で養殖した小長井町漁協の『垂下式
ゆりかごあさり』

現在、国営諫早湾干拓事業における潮受堤防排水門の開門調査の是非については、今なお複数の司法の場で係争中ではありますが、調整池周辺の環境については、アオコ、ユスリカの発生や水質値等、依然として課題が残っています。

また、海域においては、諫早湾を含む有明海の再生に向けて、平成17年度より開催されている「有明海漁場環境改善連絡協議会」が開門問題に触れないという前提で拡充され進められております。

国においては、調整池の浚渫も含め、調整池周辺の環境改善について抜本的な対策を講じていただくとともに、開門しない形での有明海の再生をより一層進めるよう強く要望します。

平成27年11月

諫 早 市 長 宮 本 明 雄

諫早市議会議長 山 口 隆 一 郎

要 望 書

平成25年11月12日、長崎地裁において出された開門差止仮処分決定は、福岡高裁による確定判決の内容にまで踏み込んだものでした。また、平成27年9月7日、福岡高裁において出された控訴審判決では、長崎地裁での判決を支持し、原告の訴えに対し開門請求が棄却され、漁業被害と干拓事業の因果関係についても蓋然性があるとまでは認められないとし、長崎地裁で認められた損害賠償請求も取り消されたにも関わらず、国は依然として開門の是非に対して自らの判断を示していません。

そのような中、調整池周辺をとりまく環境も淡水化により新たな生態系への移行が進んできましたが、アオコやユスリカの大量発生等の事案も見受けられ、現状において、未だ目標値をクリアしていない調整池の水質と併せ、地元住民の方々も不安を感じずにはいられない状況です。

平成9年4月の閉め切り後18年を経過し、諫早市が進めてきた下水道普及率も85%を超えた今、国におかれましては、開門方針を見直したうえで調整池の湖底の状況調査等を実施していただき、その結果に基づいた底泥の浚渫等、調整池の環境改善に関して抜本的な対策を、実施していただきますよう要望します。

一方、開門問題に触れずに長崎県、佐賀県、福岡県、熊本県の4県が参加する形で、平成17年度に設置されている有明海漁場環境改善連絡協議会が拡充され、諫早湾を含む有明海の再生に向けての話し合いが進められております。

諫早湾内においては、全国的に漁業不振と言われる中、平成27年からは垂下式肥育技術で養殖した「垂下式ゆりかごあさり」の販売を開始するなど新たな取り組みが行われております。

国においても、本協議会において諫早湾の再生に向けた有効な具体的方策を示し事業化へ繋げていただきますよう、重ねて要望します。

アオコとユスリカの発生状況



北部排水門でのアオコの発生状況



蚊柱

潮受堤防でのユスリカ（蚊柱）の発生状況

